

保育施設等において不適切な保育が疑われる場合について

相談窓口

津島市内の、認定こども園、保育所、幼稚園、認可外保育施設等などにおける、不適切な保育における相談は、津島市役所幼児保育課までご連絡ください。

不適切な保育とは

不適切な保育とは、保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す人権・人格の視点に照らし、改善を要すると判断される行為を言います。具体的には、次のようなものが考えられます。

1. 子どもの一人一人の人格を尊重しない関わり
2. 物事を強要するような関わり・脅迫的な関わり
3. 罰を与える・乱暴な関わり
4. 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
5. 差別的な関わり

その他

- ・匿名での相談も可能です。相談者の個人情報厳守します。
- ・「不適切な保育」以外についての苦情（ご意見）につきましては、各施設における窓口（苦情等解決制度等）へご相談ください。

（相談連絡先：津島市役所幼児保育課 0567-24-1120）